

## 栗山消防団 団員募集

### 「自分たちのまちは、自分たちで守る」

そんな郷土愛の精神のもと、栗山消防団では、普段はそれぞれの仕事をしながら、災害発生時には現場へ出動し、地域の安全と安心を守る活動をしています。

活動は、火災の消火活動だけではありません。防火PRや広報活動、各種訓練・講習など、地域を守るためのさまざまな活動に取り組んでいます。

地域のために貢献したい方、消防団の活動に興味のある方、私たちと一緒に活動してみませんか？



栗山町に居住している方、または栗山町内でお仕事をされている方

・18歳以上45歳未満の健康な方

※男女を問わず募集しています。

※女性消防団員は消火活動（火災出動）は行いません。  
地域の安全、安心を守る為、火災、救急の啓発活動を中心に活動しております。



【問い合わせ】消防署消防1課消防団係 ☎ 72-0150

## 南空知消費生活相談室です！

相談室の専用電話ができました！

☎76-9550

### 今月のテーマ「点検商法被害が多発しています！」

無料で家の分電盤を点検すると言って上がり込み、虚偽報告で不安をあおり、不必要な交換を契約させて数百万円などの異常に高額な請求をする事案が多発しています。

ニュースでは被災地について報道されますが、現実では被災地でない場所でも多く発生しています。



POINT!

### 見知らぬ人が点検訪問したら次の点に注意しましょう

- 公的点検は事前に郵送などで通知がきます。いきなりの点検には対応しないことが大切です
- 対応してしまったら、相手の身分や業者名を社員証などで必ず確認しましょう
- 「今日契約すれば安くなる」と言われてもその場で契約してはいけません。必ず家族や周りの人に相談しましょう
- 訪問業者に修理が必要と言われたら、複数の業者に見積りをしてもらいましょう

少しでも不安なことがあれば、南空知消費生活相談室に相談してください。

【相談日】 毎週 月～金曜日（祝日除く） 8：30～17：15（商工観光課内 ☎ 76-9550）  
※上記の曜日以外の相談は、消費者ホットライン「☎ 188（いやや）」へ

## 歳末たすけあい見舞金配分事業のお知らせ

歳末たすけあい運動で皆さまから寄せられた募金から、支援を必要とする世帯に対して、見舞金を支給し、みんなで支えあう地域づくりを実施します。

### 対 象

生活保護受給世帯を除く次のいずれかに該当する世帯

- (1) 母子（父子）世帯（収入基準額：311万2千円以内）  
（令和9年3月31日時点で18歳以下の子どもがいる世帯）
- (2) 70歳以上の1人暮らし高齢者世帯  
（収入基準額：113万4千円以内）
- (3) 75歳以上の1人暮らし高齢者世帯  
（収入基準額：104万9千円以内）
- (4) 70歳以上の高齢者夫婦世帯（収入基準額：178万6千円以内）
- (5) 心身障害児・者のいる世帯①（収入基準額：347万8千円以内）  
【身体障害者手帳1級または2級、精神障害者手帳1級のいずれかを所持】
- (6) 心身障害児・者のいる世帯②（収入基準額：335万5千円以内）  
【身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級のいずれかを所持】
- (7) 心身障害児・者のいる世帯③（収入基準額：310万8千円以内）  
【身体障害者手帳4級・5級または6級、療育手帳AまたはB、精神障害者手帳3級のいずれかを所持】  
※70歳以上の世帯は(2)または(3)の基準額が該当
- (8) 在宅で寝たきりの方がいる世帯
- (9) 高齢者福祉施設入所（入居）者の方で無年金者  
※(8)、(9)は収入額を問いません

収入基準額は、生活保護世帯の約1.3倍の収入額以内

### 支 給 額

（参考：昨年実績）

正式な支給額は、12月開催の配分委員会で決定いたします。

- ・前記(2)、(3)の世帯 9千円
- ・前記(8)の世帯 1万円
- ・前記(9)の世帯 5千円
- ・前記(2)、(3)、(8)、(9)以外の世帯 1万1千円

### 支給方法

・12月下旬に地域担当民生委員がお届けします。

### 申込方法・申込期間

11月13日(金)までに、印鑑を持参の上、社会福祉協議会窓口にて「歳末見舞金配分申請書」に必要事項を記入・押印し提出

【問い合わせ】 社会福祉協議会 事務局 ☎ 72-1322